

令和8年度県南地域魅力向上・情報発信事業 業務委託公募型プロポーザル審査募集要領

1 事業の目的

福島県県南地域（白河市、西白河郡及び東白川郡。以下「県南地域」という。）では、東日本大震災及び原発事故以降、管内の観光地や観光施設における来訪者が大きく減少し、いまだ震災・原発事故前の状況に戻っていない地域がある。また、原子力災害の影響により、原発事故後に県外との農作物の取引が減少し、回復していない事業者もあり、根強い風評が残っていることから、県外に対し、本県の復興の現状、食の安全性及び県南地域の観光・特産品等の魅力を正確かつ効果的に発信することにより、県外からの来訪及び周遊を促進し、風評の払拭とともに、交流人口の拡大を図ることが重要である。

そのため、本業務では、県南地域が栃木県及び茨城県と接する県境地域である特性をいかし、栃木県那須エリア（那須町・那須塩原市・大田原市・那珂川町）及び茨城県大子町を中心とした茨城県北西部エリアを訪れる国内旅行者、特に自動車利用者に対して効果的・効率的なデジタルプロモーション等による情報発信を行ない、県南地域の認知度向上を図るとともに、効果分析を踏まえ、今後の来訪者の増加に向けた訴求テーマやターゲット、周遊ルート等の明確化につなげることを目的とする。

2 業務委託概要

（1）業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで（予定）

（2）委託契約額の上限

11,999,900円（消費税及び地方消費税額を含む）

3 委託内容

別紙仕様書（案）のとおり

4 企画提案書の審査及び委託候補者の選定方法

（1）選定方式：公募型プロポーザル方式

ア 書面審査（1次審査）

期限までに提出のあった企画提案書について書面審査を行い、2次審査におけるプレゼンテーション対象者（上位3社）を選定する。ただし、各社から参加表明書の提出を受け、参加資格確認の結果、参加者が3社以内の場合は、書面審査（1次審査）の実施を省略し、下記イの2次審査へ移行するものとする。

イ プレゼンテーション審査（2次審査）

1次審査で選定された対象者から、企画提案書に基づくプレゼンテーションを受けて、本業務に最も優れた提案者を選定する。

（2）企画提案書に盛り込む内容

別紙仕様書（案）のとおり

5 プロポーザル参加の条件

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

（1）本事業の目的に沿った企画等を実施できる法人格を持つ団体であること。

（2）常に県との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、又はその支店又は若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (7) プロポーザル実施日前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- (8) 都道府県税を滞納している者でないこと。
- (9) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (10) 関係法令の手続等を遵守していること。
- (11) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- (12) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

6 スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和8年 9月18日（金）
質問受付	令和8年 9月28日（月）15時まで
質問回答	令和8年 9月29日（火）（予定）
参加表明書提出期限	令和8年10月 1日（木）17時まで
参加資格審査結果通知	令和8年10月 1日（木）以降
企画提案書提出期限	令和8年10月 5日（月）正午まで
書面審査（1次審査）の実施・結果の通知	令和8年10月 6日（火）17時まで
プレゼンテーションの実施	令和8年10月中旬（予定）
審査結果発表及び通知	令和8年10月中旬（予定）
契約締結	令和8年10月下旬（予定）

7 質問書の受付

(1) 受付期間

令和8年9月28日（月）15時（必着）まで。

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、電子メールで事務局へ提出してください。電話による質問には応じません。

※必ず提出先には電話にて提出されたかの確認を行うこと。

(3) 提出先

下記14のとおり。

(4) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和8年9月29日（火）（予定）までに県南地方振興局ホームページに掲載します。

なお、質問社名は公表しません。

8 参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書（第2号様式）を下記期限までに提出してください。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和8年10月1日（木）17時まで（必着）。

(2) 提出方法

持参又は郵送とします。

※持参による提出の受付時間は以下のとおりとします。

月曜日～金曜日（祝日を除く）の8時30分～17時

※郵送の場合は、10月1日（木）必着で送付してください。郵送の場合は、封筒に「参加表明書在中」と朱書の上、簡易書留等配達記録の記録が残る方法とすること。

(3) 提出先

下記14のとおり。

9 参加資格の審査

プロポーザル参加予定者の参加資格要件の適否を確認後、令和8年10月1日（木）以降に「参加資格確認通知書（第3号様式）」により通知します。

なお、上記4（1）アの書面審査（1次審査）の実施を省略する場合は、その旨も併せて通知します。

10 企画提案書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書（第2号様式）の提出を行った上で、企画提案書等を下記期限までに提出してください。

(1) 提出期限

令和8年10月5日（月）正午まで（必着）。

(2) 提出方法

郵送又は持参とします。

※郵送の場合は、10月5日（月）正午必着で送付してください。郵送の場合は、封筒に「企画提案書等在中」と朱書の上、簡易書留等配達記録の記録が残る方法とすること。

※持参による提出の受付時間は以下のとおりとします。

月曜日～金曜日（祝日を除く）の8時30分～17時

(3) 提出先

下記14のとおり。

(4) 提出書類

ア 企画提案書：5部（正本1部 副本4部）

- ・ 企画提案書は、日本産業規格A4判横、両面15枚以内（総頁数30頁以内）とする。
なお、表紙は枚数に含めないものとし、必要に応じてA3判の折込みを可とするが、この場合は2頁として算入するものとする。
- ・ 企画提案書は、業務委託仕様書の内容を網羅した内容とし、その他審査基準に応じた必要な内容（スケジュールや業務体制等）を記載すること。
- ・ 本プロポーザルは、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を委託候補者として選定することを目的としていることから、県と委託候補者の協議により、契約の段階で企画提案の内容から変更となる場合があるものとする。
- ・ 業務委託仕様書以外の内容について、事業目的の達成のために必要な内容はプロポーザル参加者の自由提案とする。

イ 見積書・内訳書（様式任意）

本業務の対象とする経費は、業務遂行に必要な経費及び事業成果の取りまとめ等に必要な経費（地方税及び消費税を含む）とし、以下の各経費の積算根拠（数量、単位、単価等）を明らかにした表を作成し提出すること。

（見積書・内訳書の経費項目内訳）

経費項目	主な内容
①来訪実態の分析	人流データ等の活用・分析に係る経費
②デジタルプロモーションによる情報発信	県南地域の既存素材の棚卸し、広告制作、広告配信に係る経費
③県外におけるPRイベント	イベント開催に係る経費
④Webページの整備	特設ページの作成に係る経費
⑤効果分析	効果測定及び事業成果に係る経費
⑥その他の経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの経費項目にも属さない費用

ウ 会社概要：1部（第4号様式）

エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書：1部（第5号様式）

11 プレゼンテーション審査（2次審査）

(1) 審査会

ア 開催日時 令和8年10月中旬予定

※プレゼンテーションの順番は、参加表明書の提出順とします。会場および時間の詳細は、参加者が決定次第、通知します。

イ 開催方法

- ・ 指定する会場において対面形式により実施します。
- ・ 出席者は、1社2名以内とします。
- ・ 内容は、企画提案書の説明、審査委員からの質疑とします。
- ・ 説明時間は15分、質疑時間は約10分、計25分程度を予定しています。

(2) 審査方法

各社からの企画提案を受け、審査委員会においてこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。

(3) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準	評価得点	加算率
1 企画内容に関する評価				
①事業目的を踏まえたターゲットの設定	15	事業目的の十分な理解、県南地域の社会資源の実情把握、来訪実態の分析等を踏まえたターゲット設定により適切な仮説を導き出しているか。	1・2・3・4・5	×3
②デジタルプロモーションによる効果的な広報	25	・デジタルプロモーションにおける媒体構成・広告用素材はターゲットを踏まえた効果的な広報となるよう設定されているか。 ・デジタルプロモーションの配信単価やリーチ数の目標数を適切に設定しているか。	1・2・3・4・5	×5
③県外における PR イベントの開催	5	事業目的の達成につながるイベント又はブース出展を計画できているか。	1・2・3・4・5	×1
④Web ページの整備	10	広告等の誘導先として仕様に沿った Web ページとなっているか。	1・2・3・4・5	×2
⑤効果測定・事業成果	15	必要に応じてターゲットの変更や絞り込み、広報の媒体構成の変更等を行い、効果的な事業実施につなげることが可能となっているか。	1・2・3・4・5	×3
2 実施能力に関する評価				
①業務体制	5	業務を実施する上で十分な体制であるか。	1・2・3・4・5	×1
②スケジュール	10	本業務を確実にかつ効果的に遂行できるスケジュールがとられているか。	1・2・3・4・5	×2
③業務実績	5	本業務と類似の業務の十分な実績があり、その経験やノウハウを本事業に活かせるか。	1・2・3・4・5	×1
3 事業費に関する評価	10	仕様書で示した業務の内容を適切に反映し、積算単価や数量が妥当であり、提案内容に整合性があるか。	1・2・3・4・5	×2
小計	100			
加算措置	5	適切な価格転嫁に係るパートナーシップ構築宣言を行い、公表されているか。	0・5	×1
合計	105			

※適切な価格転嫁にかかるパートナーシップ構築宣言の詳細については、以下の URL、または二次元コードをご参照ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/partnership.html>



(4) 評価方法

- ア 審査項目毎に評価点を付します。
- イ 評価基準は以下のとおりとします。

評価得点	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

※参加表明書提出時点で、適切な価格転嫁にかかるパートナーシップ構築宣言を行い、公表（「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト上（<https://www.biz-partnership.jp/list.php>））されている場合は5点の加点措置を行います。

(5) 業務委託予定者の選定

- ア 審査委員会は委員長を含め4名とする。
- イ 評価点は、4名の委員がそれぞれ105点（加点措置含む）の配点の中で審査を行い、1参加者につき420点を満点とする。
- ウ 委員の評価点の加点措置を除く合計点数が280点以上の場合を選定の基準とし、その中から加点措置を含む合計点数の最高得点の者を本事業の委託候補者として選定する。最高得点と同点の者がいる場合は、委員会において合議の上、委託候補者を選定する。また、参加者1社の場合、加点措置を除く評価点の合計点数が280点以上の場合に限り、委託候補者として選定する。

(6) 審査結果の通知・公表等

ア 審査結果

審査結果は、プロポーザル審査参加者全員に通知するとともに、業務委託予定者名を県南地方振興局ホームページにて公表します。

イ 審査結果に関する開示請求

選定されなかった者は、選定されなかった理由をその通知の日の翌日から起算して2週間以内に審査結果開示請求書（第6号様式）を事務局に提出することにより求めることができます。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知します。なお、開示内容は「請求者及び選定された業務委託予定者の企業名とそれぞれの審査時の総得点」とします。

12 契約等

(1) 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と福島県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

なお、具体的な手法については、業務委託予定者の選定後、企画提案書の提案内容を反映して決定し、仕様書を作成します。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は、2（2）の上限価格を超えないものとします。

（3）評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合があります。

（4）権利

本成果品の著作権は、福島県に帰属します。

（5）その他

業務委託予定者と福島県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

13 企画提案書等の提出に際しての留意事項

（1）企画提案書の失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

ア 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書

イ 参加資格がない者が提出した企画提案書

ウ 虚偽の内容が記載されている企画提案書

エ 審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

（2）複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

（3）辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

（4）費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

（5）その他

ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

エ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

14 事務局・書類提出先

福島県県南地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課 （担当：松津）

所在地 〒961-0971 福島県白河市昭和町269番地

電 話 0248(23)1546

電子メール kennan.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp

【参考】地方自治法施行令第167条の4より抜粋

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。